

8 育児用施設

《基本的考え方》

- ・子どもや乳幼児等の子育てへの配慮を行う。
- ・高齢者、障害者をはじめすべての人が同伴できる授乳場所等を1以上整備する。

設備の設置	(1) 育児用施設*1を設けるよう努めること。	チ 育児用施設 (1)
案内表示	(2) 育児用施設の出入口又はその付近に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をすること。	チ 育児用施設 (2)

*1 育児用施設

乳幼児用ベッド及び椅子その他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所

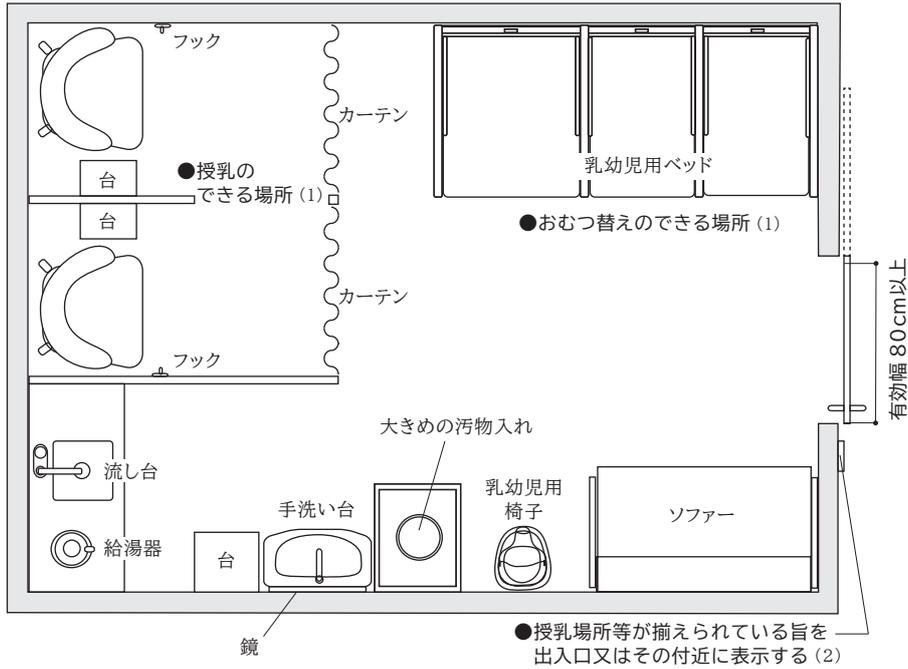
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

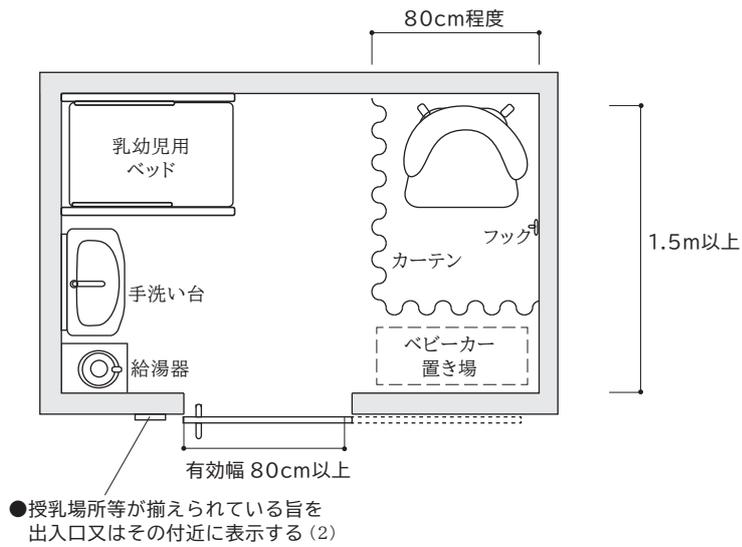
《望ましい整備》

- ◇【授乳スペース】人目を気にせず母乳をあげられるようにプライバシーに配慮し、カーテンで仕切ることなど、専用の授乳スペースを設ける。また、授乳スペースの入口には男性の入室を禁じる注意表示を行う。
- ◇【男女利用できるスペース】男性による哺乳瓶での授乳やおむつ替えにも配慮し、男女にかかわらず利用できるスペースを設ける。合わせて、給湯や哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。

《授乳、おむつ替え設備の例》



《小規模な授乳室の例》



《授乳場所のサイン例 (JIS Z 8210)》



《授乳、おむつ替え設備の例》

